

令和2年第1回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和2年1月22日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 1月22日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1番議員	西 沢 悦 子 君	8番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	12 〃	塩野入 猛 君
6 〃	大日向 進也 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村	弘 君
副 町 長	宮 崎	義 也 君
教 育 長	清 水	守 君
会 計 管 理 者	青 木	知 之 君
総 務 課 長	柳 澤	博 君
企 画 政 策 課 長	白 井	洋 一 君
住 民 環 境 課 長	山 崎	金 一 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達	博 巳 君
商 工 農 林 課 長	大 井	裕 君
建 設 課 長	宮 下	和 久 君
教 育 文 化 課 長	堀 内	弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	池 上	浩 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤	英 明 君
総 務 課 長 補 佐	北 村	一 朗 君
総 務 係 長	長 崎	麻 子 君
総 務 課 長 補 佐	長 崎	麻 子 君
財 政 係 長	長 崎	麻 子 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	瀬 下	幸 二 君
企 画 調 整 係 長	瀬 下	幸 二 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	細 田	美 香 君
子 ど も 支 援 室 長	鳴 海	聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	関	貞 巳 君
議 会 書 記	宮 崎	あかね 君

10. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 町長招集あいさつ

第4 議案第 1号 平成30年度社会資本整備総合交付金町道A01号線道路改良工事
変更請負契約の締結について

第5 議案第 2号 令和元年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回坂城町臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、4番、祢津明子さん、5番、中島新一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和2年第1回坂城町議会臨時会を招集いた

しましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、昨年10月12日から13日に通過した台風19号は、当町においても人的被害、住宅などの損壊、農業や商工業などの産業面にも甚大な被害をもたらしました。被災をされた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

1月17日現在の当町の被害状況ですが、負傷者2名、建物被害は住宅、事務所や物置など合計93件、農業関係では、強風による果実の落果やぶどう棚の倒壊、ビニールハウス等の損傷に加え、千曲川の増水による河川敷内の農業施設や機械の流出など、被害額は約7,700万円に及んでおります。また、公共施設も数多く被災いたしましたが、数度にわたり補正予算を組んで対応を図り、昭和橋橋脚や鼠橋運動公園の復旧工事に着手し、早期完成に向け取り組みを進めております。

あわせて、住宅や附属建物の被災に係る災害見舞金の支給や日本赤十字社や共同募金会などに寄せられた義援金を被災者に配分する手続きを進めております。そして、本日は流出した消防ポンプ操法訓練場について、鼠橋運動公園内に設置する工事費用や被災した農業基盤の早期回復のため、農業施設や農業機械等の修理、更新などを助成する経費、洗掘や土砂の堆積等により被災した農地4.6ヘクタールを復旧する工事費用などの補正予算案を上程いたすものでございます。

なお、この農地災害復旧事業で除去した堆積土と同じく、千曲市の力石地区で災害復旧事業にて除去する堆積土を埴科頭首工付近の洗掘された箇所へ埋め戻しを行い、原形の高さまで復旧する予定としております。

あわせて、町内の商工業事業所につきましても、千曲川や中小河川からの浸水や暴風雨により施設が損壊する被害などがあったことから、事業者への災害見舞金制度を創設し、必要な予算を計上させていただいております。また、事業を進めております町道A01号道路改良工事につきましては、若草橋架け替え工事の施工に伴い、事業費の増額変更をお願いするものでございます。

本臨時会にご審議をお願いいたします案件は、これら請負契約の変更と一般会計補正予算についてでございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） 日程第4「議案第1号 平成30年度社会資本整備総合交付金町道A01号線道路改良工事変更請負契約の締結について」から、日程第5「議案第2号 令和元年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」までの2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成30年度社会資本整備総合交付金町道A01号線道路改良工事変更請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、平成30年12月定例会において工事請負契約の締結について議決いただき、平成31年3月定例会において変更請負契約の締結について議決をいただいた町道A01号線産業道路の酒玉工区の道路改良工事につきまして再度の変更に係るものでございます。

今回の変更につきましては、平成30年12月定例会において議決をいただいた工事請負費の増額によるもので、若草橋架け替えに伴い橋梁本体が現況道路高より高くなることから、橋梁の供用開始に当たり、既設道路への摺り付け舗装の施工、また谷川に並行する既設町道への安全な通行を確保するため、道路西側へ擁壁を施工し、事業の推進を図るものでございます。

変更前の請負金額は1億4,148万円で、変更後の請負金額は1億6,913万4千円で、2,765万4千円の増額でございます。

続きまして議案第2号「令和元年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,689万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億690万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、農地災害復旧事業国庫補助金6,642万円、農業用施設・機械等の復旧に係る県補助金2,372万4千円、災害復旧事業債1,050万円、財政調整基金からの繰入金2,625万2千円を増額するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、台風19号に係る災害復旧事業といたしまして、河川敷内の農地等の堆積土砂撤去など復旧事業に係る工事費8,134万円、消防施設ポンプ操法訓練場を鼠橋運動公園内へ移設・復旧工事に係る工事費1,065万円、ビニールハウスなどの農業用施設や農業機械の被害対応といたしまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金3,083万6千円、台風19号により被災された町内企業に対する災害見舞金54万円、保育園や公園施設などに設置しております遊具の更新など282万9千円を増額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時11分～再開 午前10時21分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第4「議案第1号 平成30年度社会資本整備総合交付金町道A01号線道路改良工事変更請負契約の締結について」

議長（西沢さん） 日程第4「議案第1号 平成30年度社会資本整備総合交付金町道A01号線道路改良工事変更請負契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

14番（大森君） この変更についてちょっとお尋ねしたいんですが、供用開始に当たり西側道路側のほうへ利用するために、段差があるため、それを解消するという事で擁壁などを設けて行くという説明がありましたけど、これはどのぐらいの段差が生じたのか、それは設計段階でわからなかったのかどうか。それについてお尋ねいたします。

建設課長（宮下君） 今、ご質問いただきました。

まず、段差の状況でございますけれども、段差につきましては60センチ橋梁本体のほうが高くなっております。また、設計段階でわからなかったかということでございますけれども、橋台設置工事の際に矢板等を打ち込んで工事を行います。その際に堤防側の土壌等の関係もございまして、基礎を強化した、そういうこともございます。その関係で段差が生じてきたということでございます。

14番（大森君） ですから、強化した段階でかさ上げになったということですよ。それは、必然的に断面図を見れば60センチメートルの段差ができるということは、もうそのところで明白じゃないですか。そういう点について、前回の再度の変更のときに合わせて提案されるべきものであって、今回ここで出されたところで、図面もなしで承認しろということは、私とすればちょっと納得いかないです。

やはり、最初の設計段階の中で、そこまで含めた工事ということで私たちは賛同し工事を進めるということで議決したわけですけども、その後、何回か設計変更になるということ自体がちょっと私は不可解なんですけれども、その辺、やっぱり図面できちっと説明すべきだというふうに感じますが、その点についていかがでしょう。

建設課長（宮下君） 設計段階におきまして、橋台の設置工事、当然、打ち込む中で行います。そうした中で、実際的に工事を進めていく中で川の堤防側の土壌等の状況をコンサル会社と十分協議する中で、この点についてはもうちょっと基礎を強化しなければ安全確保ができない。そういう状況を鑑みながら工期もございます。そういう中で橋梁本体工事も進めてきたという状況でございます。

14番（大森君） ですから、図面で説明すべきではないかということで、それについてはどう考えるかということを知りたいんですが、議会軽視ではないかということです。

建設課長（宮下君） その土量計算、また基礎の状況等について図面でお示したらどうかということでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、橋台、また橋梁本体工事の

中で議決いただいたその件について詳細にその時期、また、議員さんご質問ありましたけれども、前回の変更契約の際にその状況が把握できていれば、そこで当然、変更契約、内容等をお示しして議決いただくべきところでもございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、橋台設置工事進めていく中でそういう状況が発覚したと、そういう中で強度を図り安全確保を図る中で工事を進めてきた、そういう状況でございます。

詳細な図面でお示しすべきところでもございますけれども、橋梁本体、基本的には本体工事につきましては、設計、一部、今回の契約変更にもございますけれども、橋台設置工事、また、今、続きまして本体工事も進めていく中で、工期も限られている中でございます。何分、その点についてはご理解をいただきたいところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

13番（中嶋君） 今の話ですが、何か歯切れの悪い答弁で。まあ、今、こっちのほうから我々議会のほうからも言っているけど、全協で説明しておけばこんなことを言わなくてもいいんだけど、これ、ちょっとおかしいよな。こういうことじゃ。ただ、銭足りなくなっちゃったからもう少し足してくれや。私なんかは素人だから、前も同じようなことを若いころやったことあったでしょ、20年ばっか前に。

きちっと見積もりできて、これだけで工事やりますって約束しておいて、議会の議決をもらっておいて。そして、今度は、前回のときなんかは、道つくっていたら石出てきた、でけえのが。その石とるのに金くれやってこれだ。見積もり出したら見積もりの中でやりゃいいじゃないか。そしたら、じゃあ逆のこと言うぞと。石も何も出ねえで、バックホーを持って行ってすいすいやったら、えらい早く工事が終わっちゃったと。そのときは金返すの、業者は。何か今の見積もりの出し方とか、設計段階が悪かったのか、誰が悪かったのかっていうあまり追及していろいろ言うわけではないけれども。

だけでも、こんなことでいいですか、坂城町の大事な税金使って。そりゃ我々議員たちだって、課長がおっしゃるとおりしっかりしたものをつくらなきゃいけないっていうのは当たり前だ、そんなことは。簡単なものをつくって落ちてしまったとか、陥没して中国のほうみたいに車が落ちたとか、そんなことは120%日本はありませんが、だけでも今のはお粗末すぎる、これ、こんなこと。もし議員全員こんなことはだめだと反対したらどうするの、これ。何かそういう危機意識とか、そういうものがないような気がします。でっかい台風あって、また余計な金を山ぐらい使わなきゃいけないで知恵を絞るときに、何かおかしいな、これ。

それで、今、同僚の大森議員が言っていたように、図面見せりやって言っているんだけど、こらどうなる。いいか、このままいって議決で手挙げちまえば。そんな議会か、俺たちは。ちょっと、図面のところ、どう思っています。ちょっと俺聞きてえや、そこ。以上です。

議長（西沢さん） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分～再開 午前11時01分)

議長(西沢さん) 再開いたします。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎日程第5「議案第2号 令和元年度坂城町一般会計補正予算(第10号)について」

議長(西沢さん) 日程第5「議案第2号 令和元年度坂城町一般会計補正予算(第10号)について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。

12番(塩野入君) 6ページの款11災害復旧費、項3公共施設等災害復旧費、目4の消防施設災害復旧費であります。これ、とりあえず一般財源でとってありますけれども、国庫補助金あるいは起債の関係はどのようになっているのでしょうか。お聞きをいたします。

以上。

住民環境課長(山崎君) 事業費全般を一般財源で賄っているが、財源は何なのかというご質問にお答えをしたいと思います。

今回のポンプ操法訓練場の移設復旧につきましては、補助事業への対象とはなりません。現在、災害復旧事業債の対象となるかどうかを協議中でございます。借入れが認められた場合につきましては、予算の振り替えを行いたいと考えておりますのでお願いしたいと存じます。

12番(塩野入君) その場合に、基本的に災害復旧は原形に復すというのが原則だというふうになっているんですが、移動してありますが、その辺の影響というのは大丈夫でしょうか。

財政係長(長崎さん) 災害復旧事業債は現状復旧ということが原則でございますけれども、例外的な措置といたしまして原状復旧が困難な場合につきましては、別の場所へ移設をして復旧をする場合についても認められている状況でございます。

現在、消防ポンプ操法訓練場が移設復旧が認められるかどうかを県等と協議をしているところでございますので、今後、認められた際には財源として充当してまいりたいと考えております。

議長(西沢さん) ほかにございますか。

2番(小宮山君) 6ページの款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目3農地災害復旧事業費という、このところで堆積土砂の撤去費用のことですが、撤去するときに堆積土砂の量というのはどのくらいあるのでしょうか。例えば、10トンダンプで何台分とか、あるいは、その量でその土砂をどこへ持って行くかっていったときに、埴科用水辺りの洗掘された箇所というふうには先ほど伺いましたが、その量で足りるのか、あるいはちょうどいい具合なのか。その辺をお聞きします。

商工農林課長(大井君) 6ページの災害復旧費の災害復旧工事に関するご質問についてお答えをいたします。

初めに、災害復旧する際の土砂の撤去でございますけれども、こちらにつきましては、その地権者の方なりとお話をして、どの程度土砂を撤去するかを協議してから土砂の撤去に入っております。なぜかと申しますと、もともとちょっと低い農地であったりとかいうところは少し高くしたいとかっていうご要望もございますので、そういった中で農地の高さを調整して撤去してまいりますので、現状、土砂の撤去の総量については、その協議を行ってからということになってまいります。

それから、埴科頭首工付近の洗掘されたところへの埋め戻しのご質問でございますけれども、現在、埋め戻し箇所につきましては1万7千立方メートルほどを見込んでございます。そこに上五明付近の土砂、それから農地の土砂と運動公園の土砂とが想定として大体2千立方メートル程度を考えております。

加えまして、町長の招集挨拶にもございましたけれども、千曲市力石付近の同様の事業を行っているところからの埋め戻し、あわせまして大体同じ高さぐらいになるというふうに今現在は想定しております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 4、5ページの商工費。説明のところの商工総務一般経費で、災害見舞金54万円ですが、これについての件数と基準はどういう基準で内容的にはどんなものでしょうか。

商工農林課長（大井君） 歳出の5ページ、商工総務費の災害見舞金のご質問でございますけれども、初めに被災事業所、災害見舞金を申し上げる事業所でございますけれども、19件でございます。こちらの見舞金の対象となる基準でございますけれども、こちらにつきましては基本として損壊、もしくは流出、焼失した面積が建物の延べ床面積の70%以上等については基本的には3万円。同じく20%から70%までが2万円。主な構成要素の損害を受けた割合が10%以上が1万円というような基準を設けてございます。これが一般的な火災ですとか、そういった個別の災害が起きて、災害といいますか被災したような場合に申し上げる基準でございます。加えまして大規模な災害が発生した場合につきましては、先ほど申しあげました50%以上70%までというところについて10万円。それから、20%から70%までのところが5万円。主な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満が3万円といった基準を設けまして、その中で見舞金を申し上げてまいりたいというふうに考えております。

14番（大森君） 最初の19件のところで、一般被災された方に対する基準が出ている。次に出ているのが大規模災害時ということで出ているんですが、これは今回初めて適用されたのかどうか、それとこれは要綱といいますか、そういうものもきちっと設定されたかと思うんですが、その経緯についてお尋ねいたします。

商工農林課長（大井君） この災害見舞金の経緯についてでございますけれども、今回の台風19号の被災をする前につきましては、一般の見舞金を適用して交付をしております。そう

いった中で、今回19号で被災をされた企業もごさいますので、新たに工業版の見舞金の要綱を設けまして、それに沿って交付をしまいるということでごさいます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和2年第1回坂城町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは提案いたしました変更請負契約の締結、一般会計補正予算の議案につきまして、原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。町道A01号線道路改良事業、そして令和元年台風19号による災害対応を速やかに進めてまいります。

年が改まりましても、降雪が少なく暖冬の様子を呈しております。議員各位におかれましては、健康に留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

議長（西沢さん） これにて、令和2年第1回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 祢 津 明 子

坂城町議会議員 中 島 新 一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員